



発行所  
公益社団法人 国民文化研究会  
(九州←→東京←→全国)  
東京都渋谷区東1-13-1-402  
振替 00170-1-60507  
電話 03-5468-6230  
FAX 03-5468-1470  
http://www.kokubunken.or.jp/  
E-mail: info@kokubunken.or.jp  
月刊「国民同胞」編集部  
毎月一回10日発行  
購読料 年間2000円

## 領土教育の充実を

―あまりにも低い国民の認識―

坂口秀俊

二月七日が「北方領土の日」、十二日が「竹島の日」と定められて、領土返還に係る式典が毎年挙行される。北方領土については現在

領解説「地理歴史編」の「地理総合」「地理探究」「日本史探究」でも同様の記述がある。

まで返還交渉が行はれてをり、その成果が期待されてあるが、竹島については殆どその動きが見えない。平成二十九年に告示された『中学校学習指導要領解説 社会編』には、地理的・歴史的・公民的の三分野で領土問題が明記され「我が国の立場が歴史的にも国際法上も正当であることを理解できるようにする」(歴史的分野)と書かれてある。この中では、『尖閣諸島については我が国の固有の領土であり、領土問題は存在しないことも扱うこと』(内容の取扱い)とあることから、現に我が国が有効に支配しており、解決すべき領有権の問題は存在していないこと、その位置や範囲とともに理解することが必要である(地理的分野)と書かれてある。『高等学校学習指導要

領解説「地理歴史編」の「地理総合」の学習が強調され、新学習指導要領もそれを受け継ぐ記述になってある。私は大学の教職課程で「社会科教育法」「地理歴史科教育法」の講義を担当してある。我が国は島国であり、竹島や北方領土だけでなく、小笠原諸島・南鳥島・沖ノ鳥島・尖閣諸島などが如何にして領土に編入されたかを、先人の労苦を紹介しながら学生に考察させるやうに努めてある。中学校の社会科歴史的分野の中の、明治初期の「領土の画定」では北方領土や琉球の問題を取り扱ふが、外交史料や唱歌「蛍の光」四番の歌詞を紹介して意見を求めている。また学生と共にDVD映画「氷雪の門」を視聴して、昭和二十年八月の樺太の悲劇を紹介し、他の史料と併せて北方領土について討論させてある。

世界遺産の小笠原諸島については幕末に英米が領有を狙ってゐたが、文久元年(一八六一)に当時の老中が書簡で我が国の領有確認を申し入り、翌年に外国奉行水野忠徳が人口調査を行つて実効支配に近付いた。その後、生麦事件などがあり、全島民などを引き上げて、明治維新を挟んで無策状態が続いたが、明治九年に至つて正式に諸外国に通知を行つて領土になった経緯がある。小笠原諸島のことを学ぶ際には、単に領土問題だけでなく、幕末から明治初期の歴史の流れを細かく考察することを学生に指導してある。

日本国土最東端の南鳥島には現在、気象庁の観測所と海上自衛隊の航空派遣隊が置かれてあるが、この島については学生の認識は余り無い。一八六四年にアメリカ船によつて発見され「マーカス島」などと呼ばれたが実効支配はなく、明治二十六年(一八九三)に静岡県齋藤清左衛門が労働者二十名を連れて漁業と捕鳥を始め、三年後に東京府の水谷新六が政府に貸し下げを願ひ出て許可され、事業を拡大した。その後アメリカ人のローズヒルとの領有問題が起つたがアメリカ政府が却下し、我が国の領有は変らなかつた。我が国の最南端にある沖ノ鳥島が東京府に編入されたのは昭和六年のことである。北小島・東小島の二

島からなる珊瑚礁の島には昭和十四年から十六年にかけて気象観測所と灯台の建設工事が始められた。大東亜戦争の勃発で工事は中断されたが、昭和六十二年に島の保全工事とともに気象観測所が設置され、平成十九年には灯台も設置された。

第一次安倍内閣の平成十八年に教育基本法が改正され、『教育の目標』第二条の五に「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国の郷土を愛する」ともに「」が明記された。これにより、学習指導要領にはその趣旨が敷衍されてある。公式の地図には北方領土や竹島を含めた排他的経済水域が記されてあるが、尖閣諸島周辺には連日中国公船が押し寄せて、我が国の漁船は近付けない。また先年、小笠原諸島近海で中国船による海底の珊瑚強奪などの事件があつた。沖ノ鳥島は島ではあるが、中国などは単なる岩礁だとして我が国の排他的経済水域を認めない姿勢を示してある。奪はれた領土の返還交渉は重要であるが、それ以外の島嶼についての国民の認識があまりにも不足してあると思ふ。レアアースなどの鉱物資源のみならず、漁業資源や安全保障などの問題への理解を含めた「我が国の郷土を愛する」心を涵養するためにも領土教育の更なる充実を強く望む。(久留米大学非常勤講師)